第明三治二十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第９６１号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東７丁目201番地
債務者　柴本菜穂美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９７５号
福岡市城南区長尾２丁目26番８―102号
債務者　針尾　純一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９７６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲330番地48
債務者　高丘　裕介
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１８号
福岡県太宰府市五条２丁目22番33―303号
債務者　宮本ミユキ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２３号
福岡市博多区下呉服町９番26―903号
債務者　角田　孝一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４０号
福岡市西区上山門２丁目25番46号
債務者　川崎　裕介
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０８０号
福岡市博多区三筑１丁目７番20―203号
債務者　若林　義則
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０９０号
福岡県古賀市中央２丁目６番25号
債務者　竹内　昭夫
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１０５号
福岡県福津市東福間８丁目１番10―303号
債務者　谷口　豊和（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１１２号
福岡県古賀市天神６丁目25番１号
債務者　永井　直也
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１２３号
福岡市西区内浜２丁目４番６号
債務者　今津　雅喜
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１２４号
福岡市西区内浜２丁目４番６号
債務者　今津奈津美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１２７号
福岡県糟屋郡久山町大字久原1944番地４
債務者　今福　るみ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１５０号
福岡県太宰府市都府楼南２丁目６番15号リバーサイド都府楼南202号、住民票上の住所山口県防府市西仁井令１丁目22番１号
債務者　上山　洋介
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１５８号
福岡市博多区須崎町７番21号
債務者　ヘアーサロンいちこと　小島　勝洋
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１７６号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―1305号
債務者　藤木　信浩
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１８３号
福岡県筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬1009番地
債務者　村上　國廣
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１８４号
福岡県筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬1009番地
債務者　村上　美惠
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部